

道路占用 届書

占用物件の保守、
占用物件の軽易な変更、緊急工事、
試掘、廃止、一般承継、名称変更、
住所変更

第 号
年 月 日

北海道開発局長 殿

〒
住 所
氏 名
担当者
T E L

さきに許可（回答）のあった道路占用については、下記のとおり届け出ます。

占 用 場 所	
許 可 年 月 日 許 可 番 号	
理 由	
内 容	
そ の 他	

(記載要領)

- 1 本届出書は、記名のみで可とし、押印は要しない。
- 2 必要とする届出種別を選択すること。
なお、各種届出に当たっては、次に掲げる点に留意すること。
 - (1) 占用物件の保守
 - ア 留意点
保守のための工事であっても、道路上の交通規制を伴う場合にあつては、許可を得ず行う違法な行為との区別がつかないため、パトロール時に混乱を招く可能性がある。したがって、占用物件の管理者から工事内容の届出が必要である。
 - イ 添付図書
国土地理院の数値地図等を利用した位置図を添付するものとする。
 - ウ 届出の例示
点検（計測等を含む。）、保守（清掃）、バルブ開閉等を対象とする。
 - (2) 占用物件の軽易な変更
 - ア 留意点
占用の目的、期間、場所、構造、工事の方法、工事の時期、道路の復旧方法を変更しようとする場合、その内容が道路法施行令第8条に規定する道路の構造または交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なものに該当すれば変更許可申請手続は不要であるが、変更許可が不要な行為であることを確認するため、占用許可条件に基づく工事内容の届出が必要である。
 - イ 添付図書
国土地理院の数値地図等を利用した位置図を添付するものとする。
 - ウ 届出の例示
電線又は支線の張り替え、変圧器の補修又は交換、敷設済管路内での入線・増線・入替・補修、マンホールの嵩高調整・蓋の取替・擦付直し等を対象とする。
 - (3) 緊急工事
 - ア 留意点
例えば、漏水、故障等に伴い緊急に管、継手等の取り替えを必要とする場合には、掘削を伴うほか、管種・構造の変更を伴う例が多いことから、道路法第32条第3項の規定による変更許可が必要となる。しかしながら、突発事故のため緊急に対処しなければならない状況において、変更許可後でなければ工事ができないこととするのは適切ではない。したがって、緊急の度合によっては、上記に準じて工事内容の届出により先行的に工事の着手を認めている。
なお、道路法第32条の規定による許可については、事後すみやかにこれを得る必要がある。ただし、この場合においても、占用物件の軽易な変更該当するもの（例えば、台風により電線が切断された場合の当該電線の張り替え）については当該手続を要しない。
 - イ 届出の例示
ガスの漏洩修理工事、水道・下水道の漏水修理工事、電気・電話の故障修理工事、民地内における漏洩・漏水・故障等で歩道の掘削を必要とする工事等
 - (4) 試掘
 - ア 留意点
新たな占用物件の設置に当たっては、既設占用物件の位置を確認の上、必要な離隔を取る必要があり、事前に重要と考えられるポイントの試掘を行って、関係者間での協議を行い、占用許可申請添付図書に反映させる事例が多い。
概略位置で占用許可申請を行い、準備工事の中で試掘を認めただうえで、変更許可手続により対応する方法もあるが、概略設計による許可には問題点も多い。しかし、許可を得ず行う違法な行為と区別する必要があるため、占用許可申請以前に行う必要が認められる試掘については、届出によりこれを行うものとする。
 - イ 添付図書
国土地理院の数値地図等を利用した位置図を添付するものとする。
 - (5) 廃止・一般承継・名称変更・住所変更
 - ア 留意点
占用許可を受けた者の住所、氏名等の変更があつた場合や工事を伴わない廃止があつた場合は変更許可手続の対象ではないが、許可条件により届出が必要である。
 - イ 添付図書
不要とする。
- 3 許可年月日・許可番号欄には、最新の許可年月日及び許可番号を記載すること。
- 4 理由欄には、届出書の提出に至る具体的理由を記載するものとし、一般承継の場合には契約の内容、締結日を記載すること。
- 5 内容欄の記載は次に掲げるとおりとする。
 - (1) 占用物件の軽易な変更、緊急工事、試掘の場合
予定工期、工事方法、寸法・形状等
 - (2) 廃止の場合
占用を廃止しようとする物件の名称・規模・数量・占用廃止予定年月日
 - (3) 一般承継の場合
被承継人の住所・氏名
 - (4) 名称変更、住所変更の場合
新旧の名称・住所等